

牡鹿クリーンセンター解体撤去工事監理業務

特記仕様書

石巻市建設部建築課

## 工事監理業務特記仕様書

### § 1 業務概要

- 1 委託業務の名称 牡鹿クリーンセンター解体撤去工事監理業務
- 2 履行期間 契約の日から令和10年3月14日まで

### 3 対象施設の概要

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 対象施設名称 牡鹿クリーンセンター
- (2) 敷地の場所 石巻市十八成浜清崎山1番地49
- (3) 施設用途 ごみ処理施設

### 4 対象工事の概要

この工事監理業務の対象工事の請負契約概要は、別紙1のとおりとする。

### § 2 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書（最新版）」による。

#### 1 技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を満たす技術者等を適切に配置した体制とする。また、設計図書的设计内容を的確に掌握するとともに、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

##### (1) 管理技術者

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること

##### (2) 担当技術者

###### 【解体担当】

- ・ 建築士法による一級建築士又は建設業法（昭和24年法律第100号）による一級建築施工管理技士若しくは一級土木施工管理技士であること
- ・ 建築物解体工事共通仕様書及び廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱を適用し工事監理を実施した経験を有すること

###### 【環境、プラント担当】

- ・ 技術士法に定める技術士（総合技術監理部門（廃棄物関係の選択科目に限る）又は衛生工学部門（廃棄物関係の選択科目に限る）若しくは環境部門（環境測定を選択科目に限る））の資格を有すること
- ・ 建築物解体工事共通仕様書及び廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱を適用し工事監理を実施した経験を有すること

##### (3) 技術者等の兼務

管理技術者は解体担当技術者を兼務することができる。

## 2 工事監理業務の内容

工事監理業務の内容は、建築工事監理業務委託共通仕様書及び工事監理指針（建築・電気設備・機械設備）の調査職員の業務の内容に規定した項目の他、以下の特記による。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

### (1) 工事監理に関する業務

#### a 工事の特記仕様書の内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務

- 1) 請負者から提出される施工計画書の検討
- 2) 請負者等との打合せ

工事の特記仕様書について請負者等より質疑があった場合、請負者等と十分に調整の上、調査職員と協議する。

#### b 施工計画等の特別な検討・助言に関する業務

##### 1) 施工計画等の検討

現場、製作工場等における特殊な作業方法及び工事中用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、工事施工者に対して助言すべき事項を調査職員に報告する。

#### c 工事の確認及び報告

##### 1) 工事が特記仕様書及び施工計画書の内容に合致するかどうかの確認

確認については、試験、目視、計測の各行為を現場立会い、又は請負者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面の確認のいずれかの方法で行うこととする。

##### 2) 工事検査の立会い

施工者が行う調査サンプリング等の立会・施工の各段階検査の実施及び完了検査等の立会・自主検査記録等の確認。

- ① 事前調査サンプリングの立会確認
- ② 密閉養生検査「密閉養生・集じん器・水処理装置等の各設備・安全確認及び測定記録方法等」
- ③ 除染状況確認・除染完了確認
- ④ 完了確認検査「各機器内部等」
- ⑤ 管理区域の解除前検査の立会確認
- ⑥ 躯体解体養生立会確認
- ⑦ 構造物撤去立会確認「地上・地中」
- ⑧ 埋戻し状況立会確認
- ⑨ 特別管理型産業廃棄物追跡確認
- ⑩ マニフェストの確認
- ⑪ 出来高報告書の確認審査
- ⑫ 対象工事の目的物の引渡しの立会

d 工事監理業務の実施状況報告及び完了手続き

- 1) 対象工事の目的物の引渡しの立会い
- 2) 業務報告書等の提出
  - ① 業務履行報告書等の提出（毎月）
  - ② 業務報告書等の提出（毎月／写真、検査等資料・報告書、監督日報、監督上の技術検討資料等の添付）
  - ③ 完了報告書等の提出
- 3) 財産処分完了報告書の作成
  - ① 施設名
  - ② 所在地
  - ③ 処理能力及び方式
  - ④ 設置年月日
  - ⑤ 補助年度
  - ⑥ 総事業費及び補助額
  - ⑦ 稼働停止年月日
  - ⑧ 処分方法及び時期
  - ⑨ 添付書類
    - ・評価額、解体費対比表
    - ・施設耐用年数調
    - ・解体工事費、スクラップ売払い収入等の契約書及び精算書
    - ・写真（解体作業中のもの）
    - ・その他
- 4) 関係官公庁への手続き等  
関係官公庁への手続き等については、関係法令に基づく必要な書類の原案を作成し調査職員に提出する。

(2) 工事の契約及び指導監督に関する業務

- a 施工計画を確認又は検討する業務
  - 1) 実施工程表を検討する業務
  - 2) 施工計画書を確認する業務
  - 3) 品質計画を検討する業務
- b 本工事の調整に関する業務
- c 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務
- d 対象工事の変更請負契約に協力する業務（変更図の作成、数量対照表の作成、見積書徴収及び見積比較表の作成ほか調査職員の指示による業務）
- e 完成図の確認に関する業務

3 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省（旧建設）大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したも

のとする。

a 建築

- 1) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 2) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 3) 建築物解体工事共通仕様書（最新版）

b 設備

- 1) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 3) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 4) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）

c 共通

- 1) 建築改修工事監理指針（最新版）
- 2) 建築工事監理指針（最新版）
- 3) 電気設備工事監理指針（最新版）
- 4) 機械設備工事監理指針（最新版）
- 5) 対象工事の特記仕様書

(2) 打合せ及び記録

a 調査職員と受注者との打ち合わせについては、次の時期に行う。

- 1) 業務着手時
- 2) 現場定例打ち合わせ（月1回、計16回程度）
- 3) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

b 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

c 受注者は、工事打合せにおいて進行取りまとめを行い、議事録を作成のこと。

(3) 資料の貸与及び返却

業務着手時に下記の資料を貸与する。

- ・対象工事の特記仕様書

(4) 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等については、受注者は請負者が作成した書類を確認した上で調査職員の確認を受けること。また、関係官公庁の検査・確認に際しては立ち会うこと。

#### 4 提出書類等

提出書類等	部数	摘要
・業務計画書	1部	
・打合せ記録	1部	
・監理業務日誌	1部	
・工事監理月報	1部	
・財産処分完了報告書	5部	
・各種検討資料	1部	
・その他市が必要と認めたもの	適宜	

#### § 3 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

§ 4 令和 8、9 年度の支払限度額について

2 か年の債務負担行為により、各年度の支払限度額は以下のとおりとする。

- ・ 令和 8 年度：業務委託料の 10%
- ・ 令和 9 年度：業務委託料の 90%

§ 5 設計業務等の重要事項説明について

落札が決定した者は、建築士法第 24 条の 7 第 1 項の規定に基づき、契約締結前に重要事項説明書を提出の上、説明を行うこと。

また、契約締結に際して同法 22 条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づき書面を交付すること。

工事監理業務対象工事概要書

この工事監理業務の対象となる工事の概要は、以下のとおりとする。

- ① 対象工事名称 牡鹿クリーンセンター解体撤去工事
- ② 請負業者名 佐藤工業・日本製紙石巻テクノ特定建設工事共同企業体
- ③ 工 期 議会の議決を得た日の翌日から令和10年2月29日まで
- ④ 請負代金額 金498,300,000円(税込み)
- ⑤ 工 事 概 要
  - 1 ごみ処理施設解体撤去  
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建  
延べ面積 2,206.42㎡  
焼却能力 20t/8h(10t/8h×2炉)  
処理方式 機械化バッチ式焼却炉
  - 2 電気、機械設備等撤去
  - 3 外構解体撤去
  - 4 外構整備